

Y-1st

令和4年1月20日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
大吉

令和3年(ワ)第378号 慰謝料等請求事件

口頭弁論終結の日 令和3年12月14日

判 決

5 群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被	告	国	
同代表者法務大臣	古	川	禎 久
同 指 定 代 理 人	依	田	光 一
同	木	村	昌 恵
同	森	田	麻 衣 子
同	大	澤	一 志
	主	文	

- 15 1 請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えをいずれも却下する。  
2 原告のその余の請求を棄却する。  
3 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨及び原因

20 別紙訴状Y及びY準備書面(1)各記載のとおり

第2 被告の主張

- 1 本案前の答弁(請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えについて)

請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えはいずれも法律上の争訟に当たらず、また、請求の特定を欠く。

また、請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えは、いずれも具体的な権利義務ないし法律関係の確認を求めるものではなく、現に原告の有する権利また

は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するために被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切であるとも認められないから、確認の利益を欠く。

2 国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の違法性（請求の趣旨第1項に係る請求について）

犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与える、検察官の職権発動を促すものに過ぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益に過ぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者又は告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないから、原告が本件不起訴処分の違法を理由として国賠法上の損害賠償請求をすることはできない。

そして、令和3年3月26日付で前橋地方検察庁検察官検事上村正（以下「上村検事」という。）がした不起訴処分（以下「本件不起訴処分」という。）に係る不起訴処分理由告知書（以下「本件告知書」という。）には、本件不起訴処分の不起訴裁定主文として「罪とならず」と記載され、原告に告知されているから、被告に職務上の注意義務違反は認められない。

第3 当裁判所の判断

1 請求の趣旨第2項に係る訴えについて

請求の趣旨第2項に係る訴えは、本件不起訴処分に係る本件告知書（甲2）に「実質的理由」が記載されてないことが刑訴法261条の立法趣旨に違背していることの確認を求める訴えと解される。

しかしながら、上記訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいはず、現に、原告の有する権利または法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切とも認められない。したがって、請求の趣旨第2項に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

2 請求の趣旨第3項に係る訴えについて

請求の趣旨第3項に係る訴えは、「叔母が変死」したことを「当該事件」とし、それにつき「殺人や隠避の疑いを持たないことは不可能である」ことについて確認を求めているものと善解される。

しかしながら、上記訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいはず、現に、原告の有する権利または法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切とも認められない。したがって、請求の趣旨第3項に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

3 請求の趣旨第4項に係る訴えについて

請求の趣旨第4項に係る訴えは、本件不起訴処分に「合理的根拠（実質的理由）」がないことの確認を求める訴えと解される。

しかしながら、上記訴えは、具体的な権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいらず、現に、原告の有する権利または法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切とも認められない。したがって、請求の趣旨第4項に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

4 請求の趣旨第5項に係る訴えについて

請求の趣旨第5項に係る訴えは、本件不起訴処分について、前橋地方検察庁検察官が原告に対し「実質的理由の告知を拒否」したことが「適正な手続を受ける権利（憲法13条）ないし告訴した犯罪が起訴される利益の侵害である」

ことの確認を求める訴えと解される。

しかしながら、上記訴えは、本件不起訴処分に係る理由告知に関する不服をいうものと考えられるところ、原告は、抽象的に憲法違反ないし法律違反を主張するにとどまっており、具体的な権利義務ないし法律関係の確認を求めるものとはいはず、現に、原告の有する権利または法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切とも認められない。したがって、請求の趣旨第5項に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

## 5 請求の趣旨第1項に係る請求について

(1) 本件で、原告が令和3年1月26日付けで告訴した被疑事件について、上村検事は、同年3月26日付けで本件不起訴処分とし、その旨の同日付け処分通知書を原告に郵送するとともに、不起訴処分の理由について「罪とならず」と記載した同日付け不起訴処分理由告知書（本件告知書）を原告に郵送した事実については争いがないところ、原告は、請求の趣旨第1項において、上村検事が本件不起訴処分としたこと及び本件告知書を超える不起訴理由の告知をしなかったことが違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、被告に対し損害賠償を求めるものと解される。

(2) 犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである。したがって、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国賠法の規定に基づく損害賠償請求をするこ

とはできないというべきである（最高裁判所平成元年（オ）第825号平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161頁参照）。

したがって、原告が本件不起訴処分の違法を理由として国賠法上の損害賠償請求をすることはできない。

5 (3) 刑訴法261条が検察官に不起訴理由を告知すべきものとしているのは、告訴人等が検察審査会に対する審査の申立て又は裁判所に対する付審判の請求の要否を検討することを容易にする点にあると解されるから、不起訴理由の告知は、不起訴処分の直接の理由となる「起訴猶予」、「嫌疑不十分」、「罪とならず」などの不起訴裁定の主文を告知すれば足りるとされている。

10 そして、上記(1)のとおり本件不起訴処分に係る本件告知書には、本件不起訴処分の不起訴裁定主文として「罪とならず」と記載され、かつ、この点は原告に告知されている。

したがって、上村検事に刑訴法261条の不起訴理由の告知に欠ける点はなく、職務上の注意義務違反は認められない。

15 (4) 以上のとおり、請求の趣旨第1項に係る請求について、上村検事の職務行為に国賠法上の違法性は認められない。

#### 第4 結論

以上によれば、請求の趣旨第2項ないし第5項に係る訴えはいずれも不適法であるから却下することとし、その余の原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁 判 官

兼 田 由 貴





1,000円

## 第1回口頭弁論陳述

令和3年8月3日

前橋地方裁判所 御中

(別紙)

訴状Y

今井豊

原告

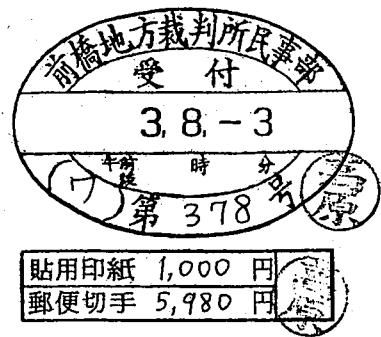
住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話・fax0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

国 代表者 法務大臣 上川 陽子



慰謝料請求事件 請求金額 10万円 ちょう用印紙額 1千円

請求の趣旨

貼用印紙 1,000 円  
郵便切手 5,980 円

- 1 被告は原告に対し10万円を支払え(なお、今回は総額2,400兆円の一部請求である)
- 2 当該不起訴処分理由告知書には実質的理由が無く、刑訴法261条の立法趣旨に違背している点の確認を求める
- 3 当該事件について殺人や隠蔽の疑いを持たないことは不可能である点の確認を求める
- 4 当該不起訴処分には合理的根拠(実質的理屈)が無い点の確認を求める
- 5 前二項と当該告訴内容の蓋然性の高さに鑑み、実質的理屈の告知を拒否した点は、適正な手続きを受ける権利(憲法13条)ないし告訴した犯罪が起訴される利益の侵害であることの確認を求める
- 6 訴訟費用は被告の負担とする

## 請求の原因

## 不法行為1

私が、令和3年1月26日に、前橋地裁民事第1部裁判官の菅家忠行を公務員職権濫用罪などで告訴したところ(甲5号証)、前橋地検検事の上村正から、令和3年3月26日付の不起訴処分通知書(甲1号証)と、同日付の不起訴処分理由告知書(甲2号証)を郵送受理した。

★その後、同検事に実質的な理由を訊ねたが、今後とも不起訴裁定主文以外の告知はしないと宣告された。

簡単にできるはずの説明を頑なに拒んだ点は、合理的根拠が無いことの証左である。

それよりも重要なのは、私が当該民事訴訟の合理的根拠の欠如を訴えていた点である。

★訴えと全く同じ態様を敢えて重ねた点は、狂気としか言い様が無い。

★結果として、合理的根拠が無い点を、全機関とも検証することなく、犯罪が隠蔽されてしまった。

これは甚だしく信義則違反かつ公序良俗違反であり、社会不正義で、広義の違法である。

★告訴内容が当り前の犯罪であるが故に尚更、その嫌疑を否定した合理的根拠が必要である。

なお、不起訴処分理由告知書の不起訴裁定主文では社会通念上、理由たり得ないことは、同庁に抗議済(甲3号証)であるし、また、寺田泰成検事や田中隆士検事にも拒否されているので、前橋地検として実質的な理由を告知するつもりが無いことは事実上明らかである。纏めると、実質的な理由の告知を頑なに拒んだ点は、社会通念上も不当であるが、更に、告訴内容に比して特に不当であり、合理的根拠の無い不当な不起訴処分であることが極めて強く疑われる。要するに、手続面と内容面の両面から、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、職務上の故意または過失であり、手続妨害であり、これらにより、精神的に著しい恐怖と屈辱を受けたので、

①日本国憲法17条及び国家賠償法1条1項、または、

②国家賠償法第4条による民法の規定(民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任)の公人への類推適用、

③民法709条及び民法710条の一般不法行為責任及び民法715条の使用者責任の公人への類推適用、のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求する。

いずれも適用可能な場合は先順位から適用願いたい。

なお、摘発後の包囲網には、総数8,000万人、1人当たり3,000万円、の賠償請求を見込んでいる。

### 請求の原因の説明

最大要素が欠落しているので検査に成り得ず、甚だしく経験則違反や論理則違反である。

これは直接的には、刑事訴訟法第318条の自由心証主義の濫用である。

しかし自由心証主義といえども、合理性は当然に前提されている。

それは、社会正義や人権制度の歴史や国家権力の濫用防止から考えて、当然である。

### ●不起訴裁定主文では、実質的な理由に成り得ないこと

不起訴裁定主文とは、罪とならず、嫌疑不十分、嫌疑無し、時効経過、などである。

たとえどれだけ取扱実績が有ろうとも、これは分類名に過ぎず、告訴事実(嫌疑)の、どこをどのように否定したのか? という、社会通念上の、実質的な理由ではない。

### ●●実質的な理由を訊ねても答えなかった点はまさに職権濫用の妨害●●

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無いし、もとより不当な国家権力の行使は許されない。

### ★★理由が判らないと再提出しても再び不起訴となる。無駄や遅延は明らか

#### 違法性

被侵害権利とは、告訴権の延長上有る、適正な手続を受ける権利(憲法13条)である。

★たとえその権利性が認められないとしても、少なくとも、法律上保護される利益である。

なぜなら第一に、個人の起訴の権利を起訴独占機関が独占し、また、一度告訴状を受理した以上、通常は高確率で起訴されるはずだという、合理的期待(信託)を担うからである。

第二に、甚しく合理性を欠き、正当業務行為では有り得ないから、故意または過失である。

言い換えると、手続面と内容面の両面から、予見可能性に基く結果回避義務違反である。

また、現実には口頭により補足説明しているのが実態と思われ、私への差別の疑いが強い。

この点は、検察の理念「4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。」の職責に違背している。加えて、甚だしく信義則(民法1条2)違反であり、公序良俗違反(民法90条)であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、非行(国家公務員法82条)であり、信用失墜行為(国家公務員法99条)であり、憲法遵守義務(憲法99条)違反であり、犯罪である。

### ●列挙した蓋然性を全て無視しているので、捜査や裁判たり得ないこと

訴えの無視と不合理の両面から、その手続的無効性は、誰にもあまりにも自明過ぎる。

その点の故意の非人扱いは充分に自覚しているはずなので、非合法な前提を示唆している。

つまり、圧倒的多数で皆で認めないことや見ないことによって、永久に開かずの事件とする陰謀である。

要するに、包囲網(概要是被害届2018と恣意性一覧表)による迫害ないし呪いであり、社会的村八分ないし非人扱いであり、実質的な受付拒否であり、無法社会の陰謀である。

### ●私の場合は、代替手段は尽きていていること(民事裁判の告訴であること)

・検察審査会 別件で理由の無い棄却をしたこと

・前橋地裁刑事部 5件の付審判請求を、訴えを無視した棄却決定をしたこと

★30件も全て不起訴にされた前例は無いはず(甲4号証)

### ●当該告訴内容の重大性●

警視庁に提出した被害届が無視され、その回答期限日当日 20090220 に叔母が変死した。

これは当然に、その被害届の関連の、私への脅迫の為の殺人である。

二週間後の 20090303、東村山警察署サワダに真相究明を訴えたが無視された。

三週間後の 20090313 に埼玉県警が轢逃げ犯を逮捕し、殺意に一切触れない隠蔽公判が行われた。

★★★天文学的に超高度の殺人の蓋然性を誰も感じない狂気!!!

超経験則違反

★★★私が殺人を主張したのは、2017年以降なのに、「済んだ事」とする狂気!!!

超論理矛盾

この公判が根拠無く殺意の疑いを排除していることは調書の通り。

★★★合理的根拠が無いとの訴えを、全機関とも無視した狂気!!!

超論理矛盾

起訴独占機関であり、刑事的な最後の砦だからこそ、合理的根拠が無い点が問題なのである。

取扱実績が有るからといって、他と同列に扱うべき話ではないことは自明である。 白痴化

### ●列挙した蓋然性(再掲)

以下は事件性の焦点なので、無視しては捜査や裁判にならないが、全機関とも無視している。

これを殺人とする根拠は、①既述の通り、警視庁が被害届を無視したことが、何らかの害意を極めて強く暗示していた状況にあって、②まさしく同被害届の回答期限日当日に、私の叔母が変死したことによって、

警視庁の上記害意が明かされた恰好であること、また、同様の状況設定のドラマや小説も多いことから、経験則として誰でもそう感じること、何よりも、③この二つの稀有な現象が偶然に重なる確率は天文学的に低いこと、などから、私への脅迫の為の殺人であることが、極めて当たり前に、推定されることである。

その原因は、警察が直接関与したか、内容の漏洩に因って惹起されたか、のいずれかである。

(1)被害届の完全無視が暗示する警視庁の害意(99.999999%以上) 有り得ない明白な法令違反

(2)同被害届の回答期限当日の叔母の変死(99.80%以上)

(3)警視庁サワダの、脅迫の為の殺人の訴えの隠蔽(99.00%以上)

(4)叔母の変死には不審点が多数有る(99.9999999%以上)

A ▼事故現場の手前が見通しの良い長い直線である不審(AII-3号証)(99.99%以上)

B 巻き込みでもないのに死亡に至っている不審(90.00%以上) 直角の左折直後の一時停止不履行

C ▼司法解剖の実施経緯の不審(AII-10,11号証)(90.00%以上)

廣橋絹代の証言「(検察官)他殺か病死の可能性も有るので、解剖させてほしい」との矛盾

D ▼逮捕の決め手の映像を、公判の証拠にしていない不審 99.00%以上)

E ▼交通事故として当り前の物証が一切無い不審(90.00%以上)

F 被疑者の行動の必然性の有無(99.00%以上)

待伏せの疑い

G 殺意は無かったとする証拠が一切無い不審(99.00%以上)

H この事故のその他の事件性(90.00%以上) 平日の都心の国道17号で目撃者が居ない不審など

I ▼▼▼▼殺意を排除した公判の怪(AII-甲-10)(99.9999999%以上) 刑事的視点とは?

## 刑事訴訟法

第二百六十条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察庁の検察官に送致したときも、同様である。

第二百六十二条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

## 検察庁事件事務規程

第60条 検察官が刑訴法第260条の規定により処分の通知をするときは、処分通知書（様式第97号）による。

第76条 2 検察官が刑訴法第261条の規定による不起訴理由の告知を書面でするときは、不起訴処分理由告知書（様式第119号）による。

証拠方法 証拠説明書に記載の全て 私のサイト <https://alien1961.jp/>

附属書類 証拠説明書と全書証、及び本書と副本一式

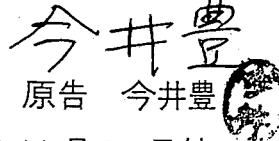
以上

(別紙)

Y準備書面(1)

令和3年10月29日

前橋地方裁判所民事第2部E係 御中


  
原告 今井豊

被告の答弁は本末転倒のまやかしに過ぎず、反論など不要なところであるが、令和3年10月20日付の被告の答弁書に、以下の通り敢えて反論する。このような公然たる非国民扱いは尋常ではない。要するに、不起訴処分の合理的根拠が無いのだから、隠蔽であり正当業務行為どころではない。然るに、被告の答弁は全て正当行為を前提にした論理であるから無駄な失当である。法曹が一丸となって、「悪しき判例による悪しき法創造」(偽計)を企む姿は、極めて見苦しい。

## ●原告の訴えの要旨

犯罪を隠蔽する権限など誰にも無い以上、職権行使の合理性は常に不可欠である。

然るに、当り前の嫌疑を合理的根拠無く無視したから、まさに狂気の隠蔽である。

つまり、極めて高度の嫌疑(蓋然性)を無視した点が核心であり、事件性の認識異常である。

少なくとも、簡単にできるはずの実質的理由の告知を拒否し続けた点は、甚だしく不合理であり、事実として告訴状の再提出の妨害であり侵害であり信義則違反や公序良俗違反であるから正当行為では有り得ず、当然に不法行為である。

また、既述の通り、不起訴裁定主文では不備箇所が特定できないから、実質的理由たり得ない。

不起訴の理由が解らなければ再提出しても無駄であるから、手続妨害効果は100%である。

こうした、当り前のことと認めない欺瞞は、100%人格的生存(生命・自由・名誉)への害意である。

被告はとっとと抗弁事実を示せ! 裁判所は督促せよ!

## ●訴えを皆で無視することによる、無法社会の陰謀である

全機関の全不法行為とも隠蔽であり、その証拠に、合理的根拠が常に無い。

常に「それはさて置き方式」の対応である。この認めない狂気が正当行為の筈が無い。

この無法の訴えを無視すれば、当然に無法である。実質的な司法拒絶

つまり、全てが訴訟ルール違反(証拠を無視など)なので、手続として当然に無効である。

また、これらを判例に残そうとすること自体が狂氣であり陰謀の証左である。

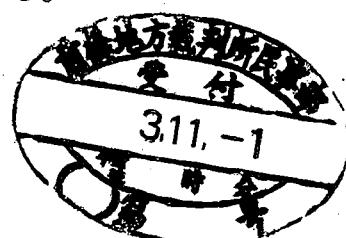
## 反論

「(1)法律上の争訟について」 当然に該当する

①隠蔽であるから検察庁の専権事項ではない 職権濫用

②私限りの無法社会の陰謀により、控制が麻痺している

7件の付審判のうち、抗告4件、異議4件、特別抗告2件が、申立理由を無視して棄却されている。



つまり組織的隠蔽であり、その手続的無効性はあまりにも自明である。

この点の立証は可能であるが、その量も手間も多大なので、別件訴訟を提起するほうが早い。

### 「(2)請求の特定について」

請求の趣旨に掲げた2から5は、多数の別件での無視の教訓からの再発予防策である。

したがって、この点が判定されることが目的であって、確認請求の訴訟物か否かは問わない。

いずれも、事案解明責任として不可欠の要素なので、いずれを欠いても訴訟ルール違反となる。

同じ意味で、以下の3点を今回追加する。

#### ①訴えを無視しては裁判になり得ない点(手續的無効性)

言い換えると、無法の訴えを無視すれば、当然に無法である。 実質的な司法拒絶

#### ②犯罪を隠蔽する職権など誰にも無い以上、職権行使の合理性が常に不可欠である点

なお、心証だけで理由の無い判定は、無論不合理である。

#### ③身の安全確保を求める訴えは、権利ないし法律上保護される利益である点

国家が私闘を禁じ、個人の起訴権を奪っている現状に鑑み、また、一度告訴状を受理した以上、通常は高確率で起訴されるはずだという、合理的期待を当然に担う点。

### 不法行為は意味上、既に十二分に特定されている

不法行為の特定が不適法(不十分)との旨は、架空の要式性を騙った偽計である。

当たり前のこと(公知)は論証する必要が無い。 平易な日本語が解らない、と嘯いているに等しい。

この作業は、「私に義務の無い事」に当るが、敢えて以下に回答する。

「いかなる職務上の法的義務を負担し、いかなる態様でこの職務上の法的義務に違背する行為をしたか」については、既述の態様から自明である。 狹義の法令違反だけでなく、広義の違法でもある。

職権の行使に仮託し、権利を侵害する「実質的、具体的に違法、不当な行為」である。

そもそも、この判例に当て嵌めることだけが適用の条件ではない。

法的義務とは、言う迄も無く、手続と原因者の公務員としての職責から生ずる間接的関係である。

義務の内容は以下の違反法令の条文の通りである。

#### ●不法行為は、訴えた嫌疑を合理的根拠無く無視した不起訴処分

受理した告訴状を理由無く不起訴にした担当検察官と告訴人との関係

天文学的に超高度の害意の蓋然性を無視した点から、100%「特別の事情」である。

### 違反法令一覧

#### 憲法13条「自決権」

憲法13条又は31条「適正な手続を受ける権利」 実質的に

憲法32条「裁判を受ける権利」 実質的・結果的に

憲法99条「憲法遵守義務」

民法1条2「信義則」

民法90条「公序良俗違反」

国家公務員法82条「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」

国家公務員法99条、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」

刑事訴訟法239条2「官吏の犯罪告発義務」

刑法103条「犯人隠避罪」、刑法193条「公務員職権濫用罪」、刑法222条「脅迫罪」

### 「(3)確認の利益について」 前項にて既述

「原告が訊ねた事実も上村検事が宣告した事実も無い」旨について(10頁)

多数の他事件との混同もありうるのでこの記述の真偽は保留するが、上村が実質的な理由の告知を何度も拒否したことや、前橋地検として、ずっと不起訴裁定主文以外の告知はしない方針であったこと、は事実上明らかである。(個別の録音と甲3の抗議の無視)

また、「もし、前橋地検として今後も不起訴裁定主文以外の実質的な理由の告知をしないつもりなら、都度請求するのは面倒なので、理由告知書も毎回一緒に送ってほしいと要請したところ、同庁はこれを受け入れ、以後、その通りになっている実績も有る。

このように、同庁の一貫した不告知の方針は明らかである。然るに、この記述はどういうつもりか?  
実質的な理由の告知をするつもりが有るのなら、とっとと実行せよ! 無い物は無理だが。

### 認否2 国賠法1条1項の違法性について(11頁)

まず、被告が掲示した判例は、国賠法1条1項の適用の余地が無条件に無いという意味ではない。  
この最高裁判例が言葉足らずなだけであり、本意ではないことは、立法趣旨からも自明である。

また、違法とは、狭義の法令違反に限定されたものではない。広義の反社会性である。

そうでないと隠蔽が全て摘発不可能となり聖域化してしまうから、考えるまでもない。

本件は法曹の隠蔽という犯罪であり、極め付けの職権濫用であるから、当然に対象である。

隠蔽が対象外なら、いったい、どのような場合なら対象になると言うつもりなのか?

### 認否3 反射的利益論について(12頁)

これは本質的に、捜査機関の職責を規定している関連諸法令の立法趣旨に抵触する性質の論理であるから、無制限には適用し得ない。少なくとも、正当業務行為が前提である。

★特にこれは、「公共の福祉(公益)優先」論の一種なので、過去の一連の国連答弁への背信に当る。

### 認否4 (中略)職務上の注意義務違反が認められない旨(12頁) 超無根

#### 結語

既述の通り、上村正の訴えた嫌疑を合理的根拠無く無視した不起訴処分は、犯罪であり違法である。

#### 証拠の追加予定

今後、本件の抗告に動きが有れば、連なる組織的隠蔽の蓋然性として、証拠に追加する。

以上

